

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年9月14日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二 君	副委員長	前 島 広 紀 君
委員	木野田 誠 君	委員	中 馬 幹 雄 君
委員	厚 地 覺 君	委員	新 橋 実 君
委員	常 盤 信一 君	委員	岡 村 一二三 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	川 東 千 尋 君	建設政策課長	茶 圓 一 智 君
建設政策課主幹兼政策G長	別 當 正 浩 君	建設政策課政策G主任主事	上 野 都 君
土木課長	猿 渡 千 弘 君	土木課主幹兼道路整備第2G長	松 形 一 敏 君
建築住宅課長	松 元 公 生 君	建築住宅課主幹兼住宅G長	本 村 浩 孝 君
建築住宅課主幹兼住宅収納G長	柰 田 信 幸 君	建築住宅課建築G長	侍 園 賢 二 君
霧島総合支所産業建設課長	原 田 修 君	霧島総合支所産業建設課主幹兼温泉G長	谷 山 一 治 君
霧島総合支所産業建設課温泉G主査	冷 水 辰 雄 君	商工観光部長	池 田 洋 一 君
商工振興課長	谷 口 隆 幸 君	商工観光課企業振興室長	濱 崎 利 広 君
商工振興課商工観光政策G長	野 崎 勇 一 君	商工振興課企業振興室主査	徳 永 健 治 君
水道部長	上脇田 寛 君	管理課長	浮 邊 文 弘 君
管理課水道政策G長	川 畑 信 司 君	管理課水道政策G主査	山 内 太 君
水道課長	寺 田 浩 二 君	水道課施設第1G長	中 園 馨 君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原 田 美 朗 君

- 9 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第61号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

議案第62号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第67号 財産の処分について

議案第68号 財産の処分について

議案第72号 損害賠償の額を定め和解することについて

議案第73号 損害賠償の額を定め和解することについて

陳情第2号 陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）

10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月8日の本会議で本委員会に付託になりました、議案6件及び継続審査となっておりました陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

△ 議案第62号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

それでは、そのようにさせていただきます。まず、議案第62号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第62号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、その概要を御説明申し上げます。この度の議案につきましては、老朽化した市営住宅の取壊しを行うため、本条例の所要の改正を行おうとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築住宅課長（松元公生君）

議案第62号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。一部改正する条例、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例。改正の主な内容につきまして、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例は、別表、国分地区の岩戸住宅1戸、福島三佐住宅1戸、松木住宅1戸、寺馬場住宅1戸、横川地区の中尾田住宅1戸、谷ノ口住宅1戸、栗下住宅1戸、牧園地区のひばりヶ丘第2住宅1戸、霧島地区の大窪団地4戸、隼人地区の中城住宅4戸、新川6住宅2戸、福山地区の樗木段住宅5戸、田尻第2住宅3戸の計26戸を、今回、別表から削除し解体を行おうとするものです。改正の理由としまして、木造住宅が建設後53年から63年を経過、簡易耐火構造が建設後50年、41年を経過しており、いずれも耐用年数を大幅に超過し、老朽化が著しいことから、用途廃止を行い解体しようとするものです。今回の用途廃止は、霧島市公営住宅等長寿命化計画で7団地が用途廃止の団地、6団地が建替・非現地建替・次期建替の団地として位置付け

ております。解体後は、その敷地全体が更地となった場合は有効活用を検討し、場合によっては土地の売却も行う予定です。住宅が残っている場合は、現状のまま管理となります。解体予定住宅の現況写真を添付しております。今回、解体を行うことにより市営住宅は、準公営住宅、特定公共賃貸住宅を含めて4,420戸、単独住宅は243戸で計4,663戸になります。以上で説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（岡村一二三君）

撤去することに異議はないんですが、ちょっとお尋ねします。それぞれ写真も付けてあります。昨年、福山にも住宅を見に行きました。今回、1枚目の写真で中尾田住宅とかひばりヶ丘第2住宅とか福山地区の樗木段住宅、これは、民間でいうと空き家危険住宅ではないですか。そう見えますよ。民間には、空き家危険住宅でどうだこうだと言いながら、市民の税金で造った市営住宅をこのままこんな格好で、いくら空き家といっても、草払いもしないで置かれた経緯をお示してください。

○建築住宅課長（松元公生君）

空き家になったのが昨年度の途中からで、今年度、今、設計をしている状況にあります。なるべく早く、空き家になったものを壊そうということでやっておりますけれども、月が経って草も茂ったというような状況になっております。なるべく早く解体をしていこうというふうに考えております。

○委員（岡村一二三君）

火災でもあれば、みんなに迷惑をかけますよね。空き家住宅であっても草払いとか管理はされるべきだと思うんですが、今後はどうされるんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

委員御指摘ですが、解体までにつきましては、市のほうで管理をしていきますので、草が生えたりした場合には、こちらのほうで刈ったり木の撤去をしたりとかはやっておりますけれども、その間、若干伸びる可能性もありますけれども、なるべくはそういった感じで管理はしております。

○委員（岡村一二三君）

管理はしているということなんですけれど、昨年、福山の住宅を見に行ったときに、とびとびにまだ入所者がいらっしやると。空いているところは、草ぼうぼうで、廃車が置いてあったりとか。だから、今後どうされるんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

団地につきましては、団地の自治会でお願いしたりしておりますけれども、入居者がいないところにつきましては、市のほうでやっていくということでやっておりますので、昨年、樗木段住宅を見ていただいて、車もあつたりしまして、樗木段住宅につきましては、そのあとすぐ、シルバー人材センターとかに頼んで処理はしております。

○委員（木野田誠君）

大窪団地ですけれども、ここは何棟ありますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

大窪団地の棟数は10棟あります。

○委員（木野田誠君）

4世帯入って、それが10棟ということですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

4世帯入っているのが8棟です。それと2世帯の分が2棟あります。

○委員（木野田誠君）

現在、そこに居住している世帯数は何戸ですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

確実な把握ではないですけれども、6戸か7戸だったと思います。

○委員（木野田誠君）

あそこは、広い所にぼつんぼつん入っているように見受けられるんですが、1号棟と同じように他の棟もかなり老朽化している感じがします。例えば6軒入っているんで、これをまとめて入ってもらなりして、他のやつもついでにしないと、さっきの岡村委員の話がありましたように、非常に管理が行き届いてないというようなところもあるわけです。それともう一つは霧島地区においては、他の市営住宅も空いていると。確かに、ここの大窪団地の入居費は安いという面もありますけれども、その辺もいろいろと納得していただいて、まとめてもらう。あるいは、他の所に移ってもらうというようなことにして、ここでの美化というものも考えないと、団地だけのことでなくて、見た目も非常にふさわしくないような感じを受けますけれども、その辺はやり方としてできるものですか。できないものですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

今、大窪団地につきましては、霧島市公営住宅等長寿命化計画で建て替えの位置付けになっております。来年、見直し予定になっておりますので、その辺も含めて、再度検討して用途廃止になりますと移転していただく費用も出せますので、そういったことで検討して、なるべく空き家の部分については壊して、維持管理を徹底していきたいなというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

大体分かりました。なるべく寄ってもらって、コンパクトにして美観を保てるような方法でお願いしたいと思います。

○委員（新橋 実君）

今と同じような質問ですけれども、樗木段住宅の全体の戸数は、現在90戸あるわけですね。今回、5戸解体されるわけですけれども、ここには何人住んでいらっしゃいますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

90世帯のうち、今53世帯入居です。

○委員（新橋 実君）

今、木野田委員も言いましたけど、あそこも途中途中が結構空いているわけですけども、この場合は政策空き家になっているのですか。それとも廃屋というか解体になるわけですか。どういうふうな形になるわけですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

位置付けが、建て替えになっておりますので、空いた時点で政策空き家として扱っております。

○委員（新橋 実君）

建て替えということであれば、最終的には、どれくらいの戸数で建て替えを考えていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

長寿命化計画では、案として出しておりますけれども、今のその牧之原地区とか福山地区の入居状況とか施設管理計画等々で、多分、減らさないといけないというふうに考えておりますので、今後、見直しの中で、その辺を検討していきたいなというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

先ほど、木野田委員が言われておりましたけれども、非常に見苦しいところも結構あったみたいですので、住むべきところを一極集中させるような形にして、90戸のうちの53戸ということですから、37戸は空いているわけですよ。今回、5戸ということは1世帯分を1つのつなぎの建物を壊すわけですから、できるだけ、一緒に解体できるような形にして同じような所に処分するような形にしたほうがいいと思うんですけど、そういった考えないですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

こちらもまとめてということで考えております。来年度、見直しをいたしまして、ブロックで用途廃止のところを決めて、そこにいらっしゃる方は移転してもらって、その分をまとめて壊そうかなという考え方を持っております。来年度、その辺も検討していきたいなというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

大窪団地のことで、確認ですけども、将来的に、今の団地全てを撤去をされた後は、建て替えになっているということでしたけど、あそこにまた建て替える予定でいらっしゃるということですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

今の長寿命化計画では建て替えになっております。先ほど申し上げましたとおり、来年度、見直しで、どうしていくか再度検討したいというふうに考えております。管理計画でも削減しなければならないということもありますので、今まであったものなので、ゼロというのはどうかなというふうには考えておりますけれども、何戸必要なのかその辺の全体的な計画の見直しをして、決めていきたいというふうに思っております。それと、先ほど大窪住宅に何世帯入居かということ

でしたが、6世帯入居でした。

○委員（木野田誠君）

総体的に見直しをするということでありますけれども、先ほども言いましたように、霧島地区の団地は空いている住宅があるわけですね。希望といいますかお願いというような形にもなるんですけれども、果たして、大窪にあの場所に団地をまた建て替えるのがいいかどうか、非常に私自身は疑問に思っております。中山間地域の過疎化が言われている中で、霧島神宮駅周辺にも、この市有地の空き地があるわけですね。俗に、シラス採り場とかいわれているようなところもあるわけですけど、今後は、総合的な判断をされるときに、駅周辺のあの辺りに持ってくるような見直しをされたほうがいいんじゃないかなというふうに、一つ含みおいていただきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

要望ということで良いですね。

○委員（木野田誠君）

はい。

○委員（中馬幹雄君）

今、周辺地の建て替えとか計画があるようでございますけれども、福山に限って考えてみますと、既存の団地で空き家がたくさんありましたよね。この樗木段住宅のある地域は、古くなったから入る人がいないのか、利便性を考えてここはないのか、その辺も考えた上で、建て替えにするか、他の所を補充していくかということを考えてほうがいいんじゃないかろうかと考えます。それと今、話を聞いておりますと、空いている所が点々とあれば、1か所にまとめてという考えもありますけれども、果たして、長年住みなれた家から別な部屋に入居替えというのができるか、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

委員が言われるように長く住まれると愛着もあり、なかなか移りたくない方もいらっしゃいますけれども、丁寧に説明申し上げて、移っていただいて、あとの工事等がうまくできますように、粘り強く説明していきたいなというふうに考えております。

○委員（中馬幹雄君）

その方向で説明をお願いします。それからの参考までに、ちょっと気になっているところがありまして、この中には入っておりませんが、国分の宮下団地並びに四方田団地は、今後、どのように考えていかれる予定ですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

宮下団地につきましては、長寿命化計画では、今、建て替えに位置付けしてあります。それと四方田団地につきましては、次期建て替えというような考え方になっております。ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、来年見直し、それと施設管理計画等々でもう少し検討しなさいということです。四方田団地、宮下団地につきましては、まだ入居者も結構多いですので、もし解体して

更地にしてということになれば、そこの入居している方にどういった所に移っていただくかという点もあります。今後、どういった方向が一番いいのかその辺の考え方をまとめて、慎重に検討していかないといけないというふうに考えております。

○委員（中馬幹雄君）

現在、隼人国分地区の空家補充のための募集をされますよね。その競争率は大体のくらいありますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

団地にもよります。人気のあるところは、高いときには10倍とかありますが、人気のないところというところとあれですけど、希望をしないというところもありますので、一概にどれだけというのは、なかなか言えないです。

○委員（厚地 覺君）

解体後に霧島市全体で4,663戸となるわけですけども、今後、空き家でこういう用途廃止というのは、あと何戸くらいありますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

正確な数ではないですが、今、政策空き家で二百何戸ありますので、その分につきましては、解体していくということで準備をしておるところでございます。

○委員（厚地 覺君）

その多い数を、年次計画で何棟くらいずつ解体される予定ですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

今年度26戸お願いしておりますが、来年度以降は、ちょっと数を多くして予算要求を考えております。倍以上を考えております。

○委員（常盤信一君）

基本的なことかもしれませんが、耐用年数が大幅に超過をし、老朽化が著しいという説明があったわけですが、なぜ、今日まで放置をしなきゃならなかったのか教えてください。

○建築住宅課長（松元公生君）

用途廃止ということで位置付けをして、それで入居者の方に移転していただけませんかということをお願いをしております。入居者の方が転居していただかないと壊せないということもありまして、今になったような状況でございます。

○委員（常盤信一君）

入居者との関係ではトラブルがあったという経緯はないんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

今のところ、退去についてのトラブルというのはないですけど、移る場所を見つけるときに入居者の方の希望と空きの状況との関係で、少し時間がかかる場合もございますけれども、ほとんどの方が希望されたところに入れるような手立てをとっております。

○委員（常盤信一君）

いろいろ難しいところもあるかと思いますが、先ほどの説明で非常に耐用年数、老朽化が著しいと。ある意味では危険な住宅だと言いながら、一方では、移転をする先がないからという点でいうと、事故がなかったから良かったものの、もしあったとしたら大変なことになると思いますので、今後の関わりでは、もうちょっと説明責任を果たして、ぜひ注意をしていただければというふうに思います。それから解体後の話で説明がありましたけども、敷地全体が更地となるような箇所は何箇所ぐらいあるんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

今回の分で申し上げますと、国分地区の福島三佐住宅それと横川地区の栗下住宅、牧園地区のひばりヶ丘第2住宅、隼人地区の中城住宅が、解体後、更地になります。

○委員（常盤信一君）

先ほどの説明からしますと、有効利用を検討する。場合によっては売却をするということですが、そこら辺の計画は立っておりますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

まだ、計画とか予定は立っておりませんが、今回、解体した後にはいろいろ協議をしていくということになっております。

○委員（常盤信一君）

今後、いろんな計画の中で、敷地全体が更地となるようなものは、どれぐらいの規模とテンポで起こり得るんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

将来の件につきまして、どのような状況で更地になっていくかという点は、まだ検討はしておりません。

○委員（常盤信一君）

要望になるかと思いますが、人口が減っていく中で、非常に厳しい住宅事情もあろうかと思えます。昔からこの地域は、公営住宅は多いと言われている地域でもございます。あわせて、人口減少の中で対応していかなくやらないという点で言いますと、費用対効果も含めて、十分検討をしながら計画的にやっついていかないと、市民に迷惑を掛けるようなことになってしまいますので、そういった展望をしながら、検討していただくようお願いをしておきたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

今、話がありましたけれども、霧島市は公営住宅が非常に多いと言われている。この間の一般質問でも言われておりました。来年、いろいろな話合いが持たれるということなんですけれども、今後の進め方として、建て替え等も行われるということなんですけれども、これは市単独でやるわけじゃなくて、外部資本を入れた工法等も今後は考えていかれるのか、その辺の考え方を持ってらっしゃいますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

建て替え等につきましては、いろんな手法を検討していくということで、先般の一般質問でもお答えしておりますので、そういった方向で検討していくということで考えております。

○委員（木野田誠君）

去年、本委員会で市内の団地を見せてもらいました。その中で、一つだけ覚えておるのは、地元の梅之木団地です。隣の山で日当たりが悪いということ。それは解決されたかなと思っているんですけど、もう一つは、前にあった遊具が老朽化して無くなったということで、この委員会から建築住宅課に要望をしているはずですが、もう時間も経ちましたので、早急に検討していただきたいと思います。それと、現地調査で行った時点では、入居数も少なかったんですけども、近ごろ二、三軒は増えたかなという感じがしております。入居する人は、いろいろな条件を見てきますので、一つよろしくお願ひします。それと、もう一つお願ひしたいのが、先ほどから言いますように、中山間地の団地は空き家が多い。我々も議員になる前は、無理な要望であったかもしれませんが、あそこにも住宅を造ってくださいとお願ひをして造ってきてもらいました。その住宅の入居者は、今になって人口減少で少なくなってくると。住宅を求めている人は、窓口には来られるわけですから、便利な良いところばかりでなくてそういうところも、力強く案内して入居していただくように努力していただきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

要望で良いですか。

○委員（木野田誠君）

はい。

○建築住宅課長（松元公生君）

先ほど、政策空き家の戸数が正確ではなかったもので、9月現在で236戸の政策空き家になっております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第62号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時05分」

「再開 午前 9時34分」

△ 議案第61号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第61号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一

部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第 61 号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正についてを今回、御提出しております。この件につきましては、補助対象業種に郵便業を追加するというものでございます。詳細につきましては、商工振興課長が説明いたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について説明いたします。資料としましては、議案の 16 ページ。新旧対照表は、16 ページであります。現在、企業立地を取り巻く状況は、グローバル化による国際的な産業構造の変化を背景に、製造業の海外強化の姿勢が継続するなど、依然として厳しい状況にあります。また、日本企業の業況については、輸出型大手企業を中心に活況を呈している半面、中小企業や内需型産業は、円安等を背景に、原材料の高騰等により、厳しい経営を強いられているような傾向にもあります。このような状況な中、企業誘致を取り巻く環境は、地域間競争が一段と激化してきておりますことから、本市への企業誘致を有利に進めるためには、補助金等の優遇制度の内容拡充も必要となってきたところであります。その優遇制度の内容拡充の一環といたしまして、工場等立地促進補助金の対象業種を広げることがありますことから、今回、郵便業を新たに対象業種に加えようとするものであります。また、あわせまして、流通業等の定義を明確にする為、流通業等の業種を道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業と定義するものであります。以上が同条例の一部改正の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（常盤信一君）

非常に御努力もあったんだろうと思いますが、どうして郵便業ということに着目をしながらの誘致となったのか、経過が分かれば教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

この案件というか、小田工業団地の交渉の経緯を若干説明させていただきます。平成 25 年 5 月頃、日本郵便株式会社の関係の方が、こちらのほうに訪問されました。その中で、私たちが業種的に聞いていたのが流通業というようなことを聞いておりました。私たちが流通業であれば、うちの補助対象の業種に該当すると説明をしていたんですけども、今年 3 月頃、小田工業団地で行う主な業種を確認をしましたところ、ゆうパックと郵便物の仕分けをするというようなことが、主な業種ということで、再度、総務省とかいろいろなところを確認しましたところ、今回、こちらのほうで該当する業種というのは郵便業となりましたことから、雇用する人数とか地域経済に与える波及効果等を考えまして、この郵便業も対象業種に加えたところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 61 号についての質疑を終わります。

△ 議案第 67 号，財産の処分について

△ 議案第 68 号，財産の処分について

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第 67 号，財産の処分について及び議案第 68 号，財産の処分についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第 67 号及び第 68 号の財産の処分については、関連がありますので、一括して御説明いたします。資料としましては、議案第 67 号が議案の 35 ページから 38 ページ、議案第 68 号が 39 ページから 42 ページであります。今回の財産の処分地は、今年の第 2 回市議会定例会において霧島市土地開発公社からの土地の取得について可決いただきました、隼人町小田字六ノ坪 1507 番 2 外 40 筆の一部であります。霧島市土地開発公社からの土地取得後、分筆・合筆・地目変更の登記を経まして、8 月 21 日に議案第 67 号については、日本郵便株式会社代表取締役高橋亨氏と議案 68 号については、日本郵便輸送株式会社代表取締役社長本庄吉幸氏とそれぞれ土地売買仮契約を締結したところであります。売却する土地の所在地等は、日本郵便株式会社については、所在地は、霧島市隼人町小田字六ノ坪 1507 番 3 外 4 筆、地目は、雑種地、実測面積は、5 筆で 4 万 4,051.24 m²、売却額は、4 億 7,821 万 3,138 円であります。日本郵便輸送株式会社については、所在地は、霧島市隼人町小田字高尾野 1564 番 3 外 1 筆、地目は雑種地、実測面積は、2 筆で 7,271.86 m²、売却額は、7,159 万 6,140 円であります。売却価格の算出については、2 社に売却する土地の登記簿謄本上の地目は、雑種地であります。土地の鑑定をするに当たりましては、現況に応じまして、土地の用途を宅地整備面、進入路、平面緑地、及び法面緑地に分けまして、売却単価を不動産鑑定士に鑑定していただいたところであります。鑑定の結果、用途毎の売却単価は、1 m²当たり、宅地整備面が 12,000 円、進入路が 6,000 円、平面緑地が 2,000 円、法面緑地が 600 円でありましたことから、本市としましては、不動産鑑定士が算出した額を、売却単価に決定したところであります。ついては、日本郵便株式会社への売却面積は、実測で、宅地整備面が 3 万 9,209.16 m²、進入路が 414.95 m²、平面緑地が 1,826.6 m²、法面緑地が 2,600.53 m²でありますことから、それぞれの用途毎の売却単価に売却面積を乗じて得た額の総和の額である 4 億 7,821 万 3,138 円を日本郵便株式会社への売却額とし、また、日本郵便輸送株式会社への売却面積は、実測で、宅地整備面が 5,580 m²、進入路が 670.56 m²、法面緑地が 1,021.3 m²でありますことから、日本郵便株式会社と同様に計算して得た額である 7,159 万 6,140 円を日本郵便輸送株式会社への売却額とするものであります。以上が議案第 67 号及

び第 68 号の財産の処分についての概要であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから議案第 67 号及び議案第 68 号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか

○委員（中馬幹雄君）

前回の議会でありましたけれども、開発公社から市が買った時の金額と、この処分する額の差額がどのくらいなのか教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

まず、開発公社から買いました土地の金額について御説明いたします。金額が 10 億 4,883 万 4,137 円でございます。開発公社からの買収と今回の売却額の差額でございますけれども、4 億 9,902 万 4,859 円でございます。

○委員（新橋 実君）

ほとんど平地を買って、法面は残したということですけど、この法面は有効利用されるんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

現在のところ、残地森林で残す予定でございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、これは日本郵政のほうに売却する考えは、最初からなかったんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

本市としましては、当初は、開発公社から取得しました面積の全部を売却する予定で、企業側と交渉を進めておりました。特に本市からは、残地森林に木等を植栽すれば、企業のイメージアップにつながると、そういう説明をしていたんですけれども、会社側は木等の植栽に一切興味を示していただかなかったというようなことでございまして、さらに平地の部分だけを取得したいという申出があったところでございます。

○委員（新橋 実君）

今、そういった森林を各企業ごとに何割か持ちなさいという商工関係のなにかあるのではないですか。今の流通業とかそういうところには、そういうのは適用されないのですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

緑化率の関係については工場立地法という法律がございます。これにつきましては、緑化率が 25% というのがあるんですけれども、流通業の施設については、25% という対象ではないものですから、そこについては法律の適用を受けないということになります。

○委員（新橋 実君）

ということは、残りの法面については、霧島市がずっと管理をしていくということですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今のところは、市のほうで管理することになります。

○委員（新橋 実君）

それもちよっとどんなものかなというところがあるんですが、そこに進入する場所はあるんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

工業団地沿いに市道小田西線というのが通っておりまして、その道路沿いのほうから1か所開けることの準備を進めているんですけども、中に入ることは可能でございます。

○委員（新橋 実君）

実際、開発公社から10億4,000万円を超える金額で買って、今回、4億9,000万円を超える差額が出ているわけです。不動産鑑定士に依頼したということですけども、日本郵政という大きい企業ですけど、霧島市が買った金額で売却するというのは、最初から全然頭になかったんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

私どものほうも、できるだけ高く売るといふ形をお願いをしておりました。私どもが一つの参考例としまして、国分上小川工業団地の単価、上野原テクノパークの単価、始良市にあります工業団地の単価を提示しまして、そういうところを参考に決めようという話で、当初は進めておりました。最終的には不動産鑑定士という専門の方々がいらっしゃるわけですので、その方をお願いしまして売却価格を決定したところでございます。

○商工観光部長（池田洋一君）

今、谷口課長のほうが説明しましたけれども、この周りの関係につきましては、私どものほうも、当然含めて売却したいというのがありました。企業もシビアでございます。企業が、ほかの部分は必要としないという形で、いろいろやり取りがありましたけれども、最終的に、市長が、それではという形で最終決定をしたところであります。この日本郵便に関しても、ここだけで競争をするわけではございません。他の自治体ともいろいろな形で競争をしておりますので、日本郵便が県内のどこかを探すとなったときに、我々はここを推薦しながら事業を進めてまいりました。その辺の兼ね合いもありまして、ここの単価については鑑定評価を適用させていただきというようなことでございます。

○委員（新橋 実君）

お伺いしますけれど、ここの固定資産税はどのくらいになるのですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

私どもも、会社のほうに同様の施設を所有されていることから、こういう建物ができた場合は、どれくらいですかというようなことを確認しましたところ、数字が出てはいるんですけども、これをそのままお答えすることは今のところは厳しいものですから、いろいろシミュレーションをしてみました。税金等は固定資産税、市民税、法人市民税、軽自動車税という市税がございます。固定資産税は、場合によっては減免措置等がありますので、そこらを勘案しまして計算をいたしましたところ、約10年間で約6億7,000万円くらいの収入があるというふうな形で想定をしているところで

ございます。

○委員（新橋 実君）

市長の話では、雇用が600名くらいというような話もあったわけですが、その辺は確認されているのですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

質疑のところでも部長が答弁いたしましたとおり、現時点では詳細な雇用計画の策定はできていないということでもありますけれども、鹿児島県全域の郵便物を処理する大規模な拠点でありますことから、その規模感からすると1日に必要な労働力で約200人規模、雇用人数に換算すると500人から600人程度の規模が想定をされるところでございます。また年末の繁忙時期については、さらに100人から200人程度の短期雇用も想定されているところでございます。

○委員（前島広紀君）

先ほどの中馬委員の質問に関連してですけれども、取得価格と販売価格に4億9,000万円ぐらいの差額があるにしても、雇用とか税金の面から考えれば、いいことではないかなと思うんですけれども、確認したいのは、土地開発公社からの取得は15億4,800万円。それは、造成費も含まれた価格ですか。それともその後に造成費は別途発生したわけですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほど10億4,883万4,137円と。その中に平成25年度分と26年度の工事費が含まれているところでございます。

○委員（木野田誠君）

日本郵便株式会社と日本郵便輸送株式会社で、一面を二つに分けていらっしゃるわけですが、二つの会社の仕事の内容は、どういう形でされるんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

まず、日本郵便でございますけれども、先ほどもお話をしましたとおり、鹿児島県エリアの郵便物やゆうパックの仕分け等を行う施設ということでございます。日本郵便輸送につきましては、県内の郵便物やゆうパック等の運送業務を行う施設ということでございます。

○委員（中馬幹雄君）

現在、鹿児島市にあるわけですね。それをこちらのほうに移転するというところで、鹿児島市で雇用されている人は、そのままこちらに移ってくると思うんですが、現在で大体どのくらいの雇用があるのか。先ほどの話では、年間にして五、六百人ということになってはいますけれども、こちらで雇用するのが、分かれば教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

鹿児島市の中央郵便局に地域区分局という業務を行なっている部署がでございます。その部分が全てこちらのほうに移転するというところでございます。今のところ、正式な人数がどれくらい来るかというのは、先ほども申し上げましたとおり、まだ確定していない状況で、先ほどは規模感の話

で申し上げましたとおり、今のところはまだ調整中というか、いろいろなところとの兼ね合いがある関係で具体的な数字は出ていないところでございます。

○委員（中馬幹雄君）

中央郵便局のほうに、現在何人雇用されていますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

後ほど確認をしまして報告させていただきます。

○14番（厚地 覺君）

今、発言がありましたように、鹿児島市内から通勤となれば、こちらでどれくらい採用するかですけれど、今の雇用では霧島市はメリットはないわけですね。先ほどの新橋委員の質問でひっかかっているのですが、残地として3万5,254㎡残るわけですね。あの高台にあるわけですから、万が一、自然災害がないとも限らないわけですが、そうなった場合、残地の部分を霧島市が管理すれば、復旧工事等をしなければならないわけですね。全体で41筆を今回7筆にしてありますけど、約3万5,000㎡のうち、あと何筆残るんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

こちらのほうで、その筆数については、確認がとれておりませんので、後ほど確認をして報告させていただきます。

○委員（木野田誠君）

先ほどの中馬委員の質問と関連して、今の中央郵便局のところにとどのくらいの方が働いていらっしゃるか。霧島からも行っていらっしゃると思うんですけども、その辺が、もし分かれば調べてみてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほどの総体の人数も分かっておりませんので、そこらあたりについても調査をさせていただきますと思います。

○商工観光部長（池田洋一君）

当然、残地もありますけど、先ほどから開発公社から購入した額と今回売却する額で5億円の開きがある中で、一つだけお伝えしておきたいのが、小田工業団地の全然手つかずの山であったときの開発公社の簿価というのが1億8,100万円という形で、その時点で、山では考えられないような金額になっていたものですから、その分も含めて10億円に膨れ上がっているというのだけは御承知いただければと思います。

○委員（常盤信一君）

参考のためにお聞かせいただきたいのですが、この法面の緑地等の管理費用だとか植樹されるのかどうか知りませんが、いろいろすると、どのくらいの経費が掛かるものなんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、平成28年予算の見積りを取っているところでございまして、今、確認しましたところ1年間

はそういう管理をしなくてもいいのではないかと。それで平成29年度から、その管理に係る経費というのが発生するかと思うんですけれども、それについては、事業課のほうに積算をお願いしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

この議案が議決された場合、今後のスケジュールをお聴かせください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今回、議案を可決していただいたという前提のもとで、お話をさせていただきますと、今年中に立地協定調印を締結する予定でございますが、まだはっきりしたことは言えないんですけれども、平成28年中には工事が着工する予定でございます。それで29年中に操業を予定しているというようなことでございます。

○委員（木野田誠君）

先ほどの法面の管理のことですけれども、今後、どの部署で管理されるようになりますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今のところは、商工振興課のほうで予算をとりまして、適切に管理していく予定にしておるところでございます。

○委員（木野田誠君）

さっきは、法面森林というようなことで話がありましたが、いわゆる景観的なものとか、他の用途をある程度は計画の中に持っていらっしゃるのでしょうか

○商工振興課長（谷口隆幸君）

都市計画のほうで持っております景観条例の関係の部分についても、会社側のほうに説明がしてございますので、それに応じまして、適切に対応していただけるものと考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

私は、その法面は管理するより、日本郵便のほうに渡したほうがいいと思うんです。お金どうこうではなくて。無償でもいいと思いますよ。霧島市が持って管理を考えたりするより、相手に管理してもらったほうが、ずっといいですよ。それくらいの気持ちはないんですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

私どものほうも、似たような考えを持っておりましてけれども、無償とはいわないにしても低額なわずかな金額でもということで、お願いしたんですけれども、それでも必要ないという回答を頂いております。

○委員（中馬幹雄君）

私は、ここの造成地を議会だよりのときに写真を撮りに行きました。西側は、他の所みたいに法面がまだきれいになっていなかったんですけれども、今は、同じように法面はちゃんとなっている状態なんですね。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

この工事を施工したのが、市の土地開発公社でございました。中馬委員がいつ拝見されたのか分からないんですけど、うちのほうから、公社のほうに草が生えていないよねとお願いしてありますので、その辺については、開発公社のほうで適切に対応していただけるものと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

6月議会後の議会だよりだから、7月だったんですけど、まだ木を伐採したりいろいろする段階みたいでした。境界になっている上のほうの緑部分のところから撮ったりしたんです。最終的には、真ん中から全体を撮りましたけれども、そのときに、他のところはきれいな斜面になって芝が植栽してあったけど、こっちは、まだ工事的な感じで手付かずな感じを受けました。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

確認をしまして報告をさせていただきたいと思います。

○委員（岡村一二三君）

先ほど、管理は商工観光部でというような話をされたんですが、造ったところで管理をするということもでしょうけれど、財産管理課ができたわけですので、市有財産は、全て財産管理課のほうで一括してやられたほうがいいと思うんですが、その辺の話合いはどのようになっていますか。

○商工観光部長（池田洋一君）

確かに、我々、技師を持っていない商工サイドのほうでは、もし管理をするにしても、当然、他の課に業務依頼とかいろいろなものが出てくると思います。今、岡村委員が言われました財産管理課というような形でという、そこを庁内で全然協議をいたしておりませんので、そういう形も含めて、今後一番良い管理の仕方は、どうあるべきかを決定させていただければと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

委員長から確認をさせていただきます。先ほど、法面については、ただとは言わないけどと部長がおっしゃったんですが、無償であったら、引き取っていただけるということは考えられないんですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

相手方には無償とは言わなかったですけども、1㎡当たり300円ぐらいの通常の山の状態で取得してもらえないかということでしたけれども、そういうものについても、当然、向こうのほうはシビアな回答が返ってきました。その辺は、我々も今皆さんが持ってらっしゃるような形で、先ほども言いましたように、全て売却するのが一番ベターなんですけれども、相手があるということで、どうしても、無償に近いものであっても必要としないという回答が返ってきました。

○委員（前島広紀君）

法面に関連するんでしょうけれども、調整地がありますよね。造成地のところの調整池の管理というのは、だれが管理するのかということで、大体あとあと問題が考えられるんです。今、市が管理するという話なんでしょうけれども、流れてくる水というのは、団地からの水なんですけれども、

これも将来にわたって市が管理していかなければいけないものなのでしょうか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

京セラさんの場合は、1社でございましたので京セラさんのほうに管理をお願いしているところなんですけれども、今回2社入ってくるものですから、他の工業団地も市のほうで管理をしている関係で、複数の場合は、市のほうで管理することになっているところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第67号及び議案第68号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 10時15分」

「再開 午前 10時33分」

△ 議案第72号、損害賠償の額を定め和解することについて

△ 議案第73号、損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第72号、損害賠償の額を定め和解することについて及び議案第73号、損害賠償の額を定め和解することについて審査いたします。執行部の説明を求めます。

○水道部長（上脇田寛君）

議案第72号及び議案第73号損害賠償の額を定め和解することについては、同一の事故によるものであるため、一括して御説明申し上げます。平成26年8月6日、霧島市牧園町下中津川において、本市職員が運転する公用車と三輪の原動機付自転車が接触、三輪の原動機付自転車が転倒し、運転手と同乗の子供が負傷したことにつきまして、その損害賠償の額を決定し、和解するため議会の議決を求めるものでございます。一件の事故であります。負傷者が2名であり、損害賠償額がいずれも100万円を超えたため、それぞれについて損害賠償額を決定するものでございます。決定しようとする損害賠償の額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が過失割合に応じて、算定した金額であり、議案第72号は、物損及び治療費等に係る損害額295万2,295円に対して、過失割合9対1で算定した額265万7,065円、議案第73号は、過失割合が10対0のため治療費等に係る損害額の全額149万3,238円でございます。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから議案第72号及び議案第73号について、一括して質疑に

入ります。質疑はありませんか

○委員（木野田誠君）

相手方は、三輪の原動機付自転車というふうにあります。どのような車両か詳しく教えてください。もう1点、この議案第72号のほうは、損害賠償額が一括であります。物損と治療費に分かれると思います。この明細を教えてください。

○管理課長（浮邊文弘君）

最初の三輪の原動機付自転車についてですが、後部の車輪間の距離が50cmを超えている三輪の原動機付自転車は、道路交通法上の区分は原動機付自転車ではなくミニカーとなります。それで市のほうから青いナンバーの交付を受けます。ミニカーにつきましては、制限速度が60km、ヘルメット着用不要、2段階右折不要ということになり、原動機付自転車とそこについて異なっております。2点目の損害賠償額の内訳ですが、まず、物損に係る損害額が49万2,449円となります。治療費に係る治療費・慰謝料等の総額が245万9,846円となっております。

○委員（新橋 実君）

議案書の中に資料2があるわけですが、この事故の主な概要を教えてください。

○水道部長（上脇田寛君）

この資料2で説明いたします。本市の職員が運転していた車が、この白いものです。相手の三輪の原動機付の車が斜線を引いてあるものでございます。私も現場を確認しましたが、この公用車から右折のほうは、ちょうど下り坂になっていまして40mくらい先までは見えるんですけども、それからが丘になっていまして、なかなか見えないと。左のほうは、下り坂から上る方向になっていまして20mくらい先が見えるような、見通しの悪い場所でございます。うちの職員が、右を見て左を見て、大丈夫だろうと思って右折しようとしたところに、すでに下ってきていたということで、見通しが悪い状況でございます。そういうであります。

○委員（中馬幹雄君）

さっきの説明で、ちょっと分かりにくかったんですが、ミニカーに該当するということですけど、これは何ccですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

50ccになります。

○委員（中馬幹雄君）

50ccの二人乗りは違反ではないんですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

道路交通法上、違反になると思います。

○委員（中馬幹雄君）

それで10%減になったんですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

その点につきましては疑問に思い、公益社団法人全国市有物件災害共済会に確認をしたところ、定員外乗車違反が運転に直接の影響を与え、事故に起因したとは認め難いことから、違反については、過失の対象にならないということでございました。

○委員（中馬幹雄君）

損害賠償のほうはそうかもしれませんけれど、警察のほうでは減点とかそういうものがあつたんですか。

○水道部長（上脇田寛君）

本市の職員に対しましては、前方不注意ということで3点の減点を受けたと本人から聞いております。相手方は、恐らくは乗車定員が1名でございますので、何らかの処分を受けていらっしゃると思います。

○委員（中馬幹雄君）

この10%減というのは、交差点内という形で9対1という判断でいいんですね。

○管理課長（浮邊文弘君）

そのとおりでございます。

○委員（木野田誠君）

治療費も非常に高いような気もするんですが、この怪我の程度はどの程度だったんですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

怪我の状況でございますが、運転手である父親は、右肘擦傷。同日、病院で診断の結果、左大腿ハムストリング肉離れ及び腰椎捻挫と診断されております。平成26年8月6日に事故をされて、その日から平成27年1月31日までの間、168回の通院をされております。又、子供さんにつきましては、外傷はなく、同じく同日、病院に行つて診断の結果、右膝捻挫及び外傷性頸部症候群と診断。平成26年8月6日から平成27年1月31日までの間に、142回通院をいたしているところでございます。

○委員（中馬幹雄君）

この被害者の年齢を教えてください。

○管理課長（浮邊文弘君）

運転手が35歳。子供が8歳です。

○委員（新橋 実君）

今、35歳ということであれば、仕事もされていたと思うんですけど、休業補償とかそういったものも出たんですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

本人につきましては、以前、食堂を経営していたみたいですが、現在のところは、されてなく無職の状態であります。休業損害につきましては、奥さんが仕事をされているみたいなんですけど、御主人さんのほうは主婦ということで、休業損害が出ております。

○委員（中馬幹雄君）

本人は、入院はされていないんですね。通院だけですか。

○管理課長（浮邊文弘君）

通院のみであります。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第72号及び議案第73号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 10時47分」

「再開 午前 10時52分」

△ 陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）を議題といたします。前回の審査以降の進捗について、執行部の説明をお願いします。

○建設部長（川東千尋君）

前回の6月議会の際に審査していただき、「継続審査」となっておりました、陳情第2号霧島神宮台別荘地に関する給湯についての陳情について、御説明申し上げます。霧島神宮台別荘地は昭和46年より開発が始まり、分譲された地区でございます。これまで、市といたしましても霧島神宮台別荘地自治会と協議を重ねてまいりました。その後の進捗状況について、担当課長が御説明いたします。御審議よろしく願いいたします。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

前回の6月議会の際に審査していただき、「継続審査」となっておりました、陳情第2号霧島神宮台別荘地に関する給湯についての陳情について、その後の進捗状況について御説明申し上げます。現在、神宮台自治会長の委任者と1回ほど電話でのやりとりをしたところでございます。また、温泉配湯施設と道路を所有しておられる方宅へ出向き、解決への糸口を見つけているところであります。現在の状況については、以上でございます。今後も神宮台温泉問題の解決の方策を調査検討してまいりたいと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

1回ほど電話のやり取りをしたということでございますが、どのような内容ですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

8月4日でございます。ちょうど11時過ぎくらいから午後0時20分の1時間超の電話でござ

いまして、最初にここで話をされた125トンの温泉の湯はどこに消えたのかと。そういうものを再度調査しろというようなことと、お湯を盗まれていたのだから警察に届出をせよと言うような話でございましたけれども、温泉のお湯を盗まれていたという状況証拠は、確固たる証拠がないものですから、私は警察にも行けないし、過去の事だから、私も確認するすべがないというようなお話をしたところであります。

○委員（厚地 覺君）

給湯施設と道路を所有しておられる方宅へ出向き解決の糸口をとありますけど、何回ぐらい行かれて、そしてまた先方としては、やはり首を振らないのかどうかその辺をちょっと聞かせいただきます。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

相手とは、最初は電話でアポをとったんですけど、話すことはなにもないと。話したくもないというような状況でございまして、うちのグループ長が懸命に説得をした結果、30分程度ならお話を聞きましょうかと。ちょうど課長も代わっていますから、課長があいさつをしたいというようなことで、10分くらいだろうかと思って行ったんですけど、30分くらい話ができて、こういう状況で今までの霧島神宮台の問題を前向きに解決していきたいと思っているんですけどねという話から、いろいろ話をしたんですけど、前向きな感じは受けたんですけど、ああいう商売をされておる方は、複雑な方が多いと思いますので、1回くらい会ったって、そんなに解決するものではないだろうと。次もまた会っていただけませんかということで、また会いましょうと。解決に向けていろいろ共有をしていきたいと思います。今のところ、そういう話にはなっています。旦那さんは出てこないということで、奥様とお話をさせていただいて、今日のお話については、旦那さんにも話しをしてください。家族の中で御協議を願いたいということで帰ってきたところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

本件とは関係ございませんけれども、渡辺養豚場の問題について、前回、市の立入りはできないというような話をさせていただいたんですけども、県・市それから業者さんにそれぞれ役割分担がございまして、県は市に対してそういう協力を求めるというような書き方と、それから市は県とともにそういう指導にあたるという文言が書いてございました。私のちょっと見落としでございまして、養豚場への立入りについては、養豚場の場主さんが、よろしいですよという許可を出せば、養豚場にも入れるということでございます。ちなみにジャパンファームとか、ああいうところでもPDEとか感染の例があるということで、あまり好ましくないのかなというふうに、本人はおっしゃっていました。養豚場への立入りについては、皆さん、敏感でございまして、そういう面からいつでも立入りの権利があるという話ではなくて、協力を求めながら、調査する必要があるれば、立入調査をしていきたいと。今後、月に1回程度は、改善をされているのか確認に行きたいと考えておる

とどこでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第2号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時01分」

「再開 午前 11時02分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案6件及び陳情1件の議案処理に入ります。議案6件につきましては、先ほどの議案審査順に行います。

△ 議案第62号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（下深迫孝二君）

まず、議案第62号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第62号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第61号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第61号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第61号について、原案のとおり可決することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 67 号，財産の処分について

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第 67 号，財産の処分について自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（中馬幹雄君）

売却につきましては何も問題ないと思うんですが、ただ造成地のみの売却であります。法面は市が管理するというところでございますけれども、急勾配でもあり面積も広いので、市の管理はどうかと考えております。ですから、極力、今後、再度交渉していただいて、無償譲渡でもいいから相手に受けていただくということを期待します。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。議案第 67 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 68 号，財産の処分について

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第 68 号，財産の処分について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 68 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 72 号，損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第 72 号，損害賠償の額を定め和解することについて自由討議に入ります。意見はありますか。

○委員（岡村一二三君）

専決処分を含めて交通事故の損害賠償が出てくるんですが、いずれも安全運転義務違反だろうと思いますので、慎重に公務を遂行していただきたいと思うところです。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。議案第 72 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 73 号，損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第 73 号，損害賠償の額を定め和解することについて自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 73 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第2号, 陳情書(霧島神宮台別荘地に関する給湯について)

○委員長(下深迫孝二君)

次に, 陳情第2号, 陳情書(霧島神宮台別荘地に関する給湯について)の自由討議に入ります。
意見はありませんか。

[「休憩」という声あり]

しばらく休憩いたします。

「休憩 午前 11時10分」

「再開 午前 11時19分」

○委員長(下深迫孝二君)

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情処理に入ります。陳情第2号, 陳情書(霧島神宮台別荘地に関する給湯について), 討論に入ります前に, この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員(新橋 実君)

今, 霧島総合支所産業建設課長も温泉配湯施設と道路を所有している方へ出向いて, 解決への糸口を見つけているところということでございますので, 継続審査ということでお願いしたいと思います。

○委員長(下深迫孝二君)

継続で御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって, 陳情第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

以上で議案処理を終わります。次に, 委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員(新橋 実君)

今回の議案67号, 68号の財産の処分についてですけれど, 6月議会で議決した霧島市土地開発公社から10億4,883万4,137円で買った土地を, 議案第67号では4億7,821万3,138円と議案第68号では7,159万6,140円ということで, 4億9,902万4,859円という非常に大きな差額が出ております。買って3か月も経たないうちに売却するわけです。今回の場合は, 不動産鑑定士の価格を参考にされたということと, 部長の答弁にもありましたように, いろいろな形で企業のほうにもお願いしたということでしたけれど, あまりにも差も激しいので, 今後, 土地を売却する場合, 市民の方にもしっかりと説明ができるような形で, もう少ししっかりした対応をとっていただきたいと思っております。

○委員長(下深迫孝二君)

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ただいまの御意見を付け加え、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 11時22分」

「再 開 午後 11時23分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで閉会中の所管事務調査について、何か御意見はありますか。

○委員（前島広紀君）

広報広聴委員会からも何か割り振りがくると思いますので、今回は、具体的に明示しないで、その後で検討していけばいいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、閉会中の所管事務調査項目については、広報広聴委員会から、またくる可能性もありますし、その他産業建設常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時25分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 下深迫 孝二